

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大田原市長 相馬 憲一

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 大田原市<br>(09210)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 寒井<br>(北部・本郷・南部)    |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月23日<br>(第4回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

北部では、基盤整備が進んでいないため、圃場が小さく不整形であるため耕作条件は良くない。また、先祖代々の土地柄であるため農地を貸し出す事に抵抗を持つ傾向がある。  
 本郷では、土地柄、石が多く水稲以外の作物は厳しい。草刈りが行き届いてないところは害虫が発生している。高台のエリアは水をポンプアップしており、維持管理費がかかる。  
 南部について、糖塚地区では主に高齢化と後継者不足が課題となっている。鮎ヶ瀬地区は基盤整備が未整備であるため、圃場も小さく、道も狭いため耕作条件は良くない。また、水利は沢水と湧き水があり、不足になることは少ないが、一部ぬかるみ等の問題がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

本市の基幹作物である水稲を中心に、以下の作物の振興を図っていくとともに、新規作物の導入についても検討していく。  
 また、農地の集積・集約についても認定農業者を中心に進めていきつつ、新規就農者の参入についても積極的に推進していく。  
**【耕種】**水稲・麦・大豆・そば・飼料作物・ニラ・アスパラガス・キウイフルーツ・ウド  
**【畜産・酪農】**酪農  
**【その他】**花木

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 250 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 250 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の全農地(用途地域やそれに準ずる地域は除く)を農業上の利用が行われる区域とし、また中山間地域の一部については保全・管理が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                           |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。                                     |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                           |
| 現在の利用権設定及び離農などによる農地の権利設定については農地中間管理機構を利用する。                                |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                            |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、要望があれば農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の検討を進めていく。                 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                       |
| 新規就農希望者や「半農半X」希望者、他地区の担い手などの情報を幅広く収集し、関係機関(市、農業委員会、県、JA等)と情報共有しながら支援をしていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                        |
| なし                                                                         |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                               |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出  | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨その他 |                               |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|